

■ (給与) 令和7年分の年末調整

国税庁ホームページに令和7年分の「年末調整のしかた」が公開されております。本年は大きな変更事項がございますのでぜひご確認ください。

CASH RADAR PB システムでは11月末に対応プログラムのリリースを予定しております。対応内容はこのFAX通信等で随時ご案内してまいります。

年末調整のしかた 7年分



国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」

●●● おもな変更点 (年末調整のしかた P3~4 より)

基礎控除の見直し	合計所得金額が132万円以下(=給与の収入金額が200万円以下相当)の場合、控除額を48万円から「 <u>95万円</u> 」へ改正。 ※132万円超も改正あり
給与所得控除の見直し	給与の収入金額が190万円以下の場合、控除額を55万円から「 <u>65万円</u> 」へ改正。 ※190万円超は改正なし
特定親族特別控除の創設	19歳以上23歳未満の親族において、その者の合計所得金額が58万円超123万円以下(=給与の収入金額が123万円超188万円以下)であれば、その合計所得金額に応じて控除を適用。
扶養親族等の所得要件の改正	基礎控除、給与所得控除の見直しに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等(扶養親族、同一生計配偶者、勤労学生)の各種所得要件も改正

●●● CASH RADAR PB システム [給与] の対応

11月末に対応メンテナンスを行う予定です

各種計算テーブル、入力・出力フォームの改定のほか、下記例のような判定にも対応するメンテナンスとなります。

〈例〉 令和7年12月1日以降の給与・賞与支給がない社員の年末調整(休職中など)

12月1日以降の支給がない社員においては、改定前の計算式を適用して年末調整を行うこととなります。

※今回の改正は令和7年12月1日施行であるため

● 明日9/10、各種改修メンテナンスを実施いたします

賃金台帳

「勤怠情報のみ」の賃金台帳が出力できるようになります

勤怠情報出力指定

 する しない 勤怠情報のみ

詳細、およびその他メンテナンス項目はサポートページに掲載しております。